

令和7年

駒ヶ根市教育委員会 第15回定例会

会 議 録

駒ヶ根市教育委員会

令和7年駒ヶ根市教育委員会 第15回定例会議事日程

告示年月日 令和7年11月14日（金曜日）
開催年月日 令和7年11月25日（火曜日）
開催場所 駒ヶ根市役所 保健センター2階 大会議室
開会時刻 午後1時59分
閉会時刻 午後3時06分

- 1 開会
- 2 教育長報告
- 3 事業報告及び事業計画
 - ・ 定例会教育委員会 12月23日（火）午後2時00分～保健センター2階 大会議室
- 4 審議案件
 - 議案第1号 駒ヶ根市一般会計補正予算について
 - 議案第2号 こども誰でも通園制度の実施に向けた「駒ヶ根市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の制定について
- 5 協議事項
 - なし
- 6 報告事項
 - （1）駒ヶ根市公立学校教職員組合の要望書について
 - （2）行事共催等承認申請の専決処分について
- 7 その他
 - なし
- 8 閉会

出席者

教 育 長	齊 藤	博
教育長職務代理者	唐 澤	浩
委 員	木 下	健 一
委 員	山 田	恵 美
委 員	小 池	文 弘

欠席者

なし

委員以外で会議に出席した者

教育次長	赤 羽	知 道
子ども課長	水 野	毅
社会教育課長代理 (生涯学習係長)	北 澤	寿 光
学校教育係長	塩 澤	俊 昭
幼児教育係	杉 山	真之介
教育総務係長	倉 田	さおり
教育総務係	赤 羽	あゆみ
教育総務係	大 澤	い ほ

傍聴：0人（うち報道機関0人）

会議のてんまつ

議事日程記載のとおり

午後1時59分 開会

1 開会

○齊藤教育長 それでは、定刻になりましたので令和7年第15回定例教育委員会を開会いたします。よろしくお願いたします。「お願いします」と呼ぶ者あり]

2 教育長報告

○齊藤教育長 それでは、教育長報告ということで、私のほうからお願いします。

今日の次第の1ページ目、2ページ目を御覧ください。

今日は久しぶりの雨ということで、足元の悪い中、ありがとうございます。

11月初めの立冬を過ぎて、朝晩の冷え込みも非常に厳しくなっていて、里山の木々も紅葉の見頃を迎えているところです。

ここには書いてありませんが、私の大学のバレーボール部の後輩で京都出身の者がいるのですが、京都の東山のほうにある永観堂——これが紅葉が非常に有名なところなのですが、現在は永観堂の幼稚園に勤務しておるようであります。今年はまだ届いていませんが、毎年ライトアップした紅葉の写真を送ってくれます。例年すごいことになっているということで、一度行ってみたいなと思いつつながら、こんな年になってしまいました。

「夢の世界を」という歌があるのですけれども、

ほほ笑み交わして 語りあい

落ち葉を踏んで 歩いたね

並木のいちょうを 鮮やかに

いつかも 夕日がうつしだしたね

という歌です。

学校では、落ち葉を掃きながら子どもたちを迎えている先生、落ち葉を踏んで登校してくる子どもたち、これは何とも言えない季節です。落ち葉が落ち切ると、例えばイチョウなんかは、もう葉が一枚もなくてしゅんと真っすぐに立っている、これはすごく凜とした冬の景色かな、今が一番いいときかなと思います。

また、童謡に「紅葉」という歌があるのですが、「濃いも薄いも 数ある中に」「山のふもとの裾模様」だとか、情景が浮かびます。二番では「波にゆられて 離れて寄って 赤や黄色の色さまさまに 水の上にも織る錦」とあり、「濃いも薄いも」とか、赤や黄色などたくさん色を醸し出してそれぞれが主張している、全体としては美しい集団にまとまっている、学校の学級を思い出す、「紅葉」の歌からそんなことを思い出します。

インフルエンザの関係——インフルエンザだけではなくて、感染症を全部含めてですが、市内の小学校は大変な状況だと校長からも連絡がありました。今日も1つの学校から学級閉鎖したいということで連絡がありました。

中学校を聞いてみますと、中学校はまだ落ち着いているという状況です。

上伊那郡内の小中学校では緊張が高まっていますが、感染対策の基本的なものについて徹底す

べきは徹底した上で、児童生徒の状況に応じて指導をお願いしますということで校長先生方にはお願いしたところです。

人権教育について書かせていただきました。

学校から送られてきました月暦を見ましたところ、赤穂中学校も東中学校も11月は人権教育の日とか人権教育月間ということで人権教育が計画されていました。これはもちろん小学校でも大事にしていることです。

新聞には県の人権作文コンテストの掲載がありました。

以下は、私が人権教育として学んできたこと、これは校長研修も含めてですが、大切にしていることを紹介して、ぜひ人権教育にきちんと取り組んでいただきたい、そんな思いで書きました。特に2つ目のところを中心に話します。

とにかく人権教育というのは子どもたちの生涯にわたる人権感覚を磨き育てる非常に重要なもので、何回やったとかではなく、日々人権感覚を磨いていかなければいけないと思っています。

子どもたちの人権感覚は、当然のこととして、乳幼児期からの生活の中で育まれていきます。その意味からも、子どもたちに関わる大人——親であったり家族であったり、保育士であったり先生方、教職員であったり、地域の皆さん、この人権感覚が最も大事です。知らず知らずのうちに大人の人権感覚が子どもに影響しています。子どもと関わる大人が同じような感覚と感性であることは大変重要で、その育成に努めなければなりません。

みんなと同じということは大変難しいことですが、やはり同じような感覚と感性、いけないものはいけないと言えることが大事だと思います。

特に先生方——子どもと一番関わりがあるのは家族や先生です。先生方自身が子どもの将来をゆがめる加害者とならないためにも、人権感覚を磨き続けることが大変重要です。何気ない言葉の中に気になる言葉がないか、何度も同じ注意を受けている生徒や子どもはいないか、その子の特性や内面を見ているか、一人では気づけないところをチームで見つめて支援することが大事です。本当に一人では分かりませんが、ほかの人はどう見ているかというのが非常に大事になります。

そこで、私の学んだところです。

大阪総合保育大学の玉置先生は人権力ということで3つのことを挙げていました。

尊敬——人間を尊敬する力。これは書いてあるとおりです。自分が好き、仲間が好きという気持ち、それから仲間の尊厳を守ることができるかどうか。

それから公平——公平性の獲得。公平の状態に気づき、順番にすることやみんなが納得するような役割分担ができる。かつて、日本人はきちんと整列し並ぶとか、横から入り込まないとか、こういうことが非常に守られているというようなことが報道されましたが、これが公平性です。

それから反偏見——偏見をなくす力。偏見はおかしいとか嫌だということを感じ、自分から行動に移す。こういうことが非常に大事であるという研修を受けたことがあります。これは、また学校にも紹介していきたいなと思っています。

それから、ラインボックスの中は、これも校長研修で学んだことですが、児童生徒を信じる、自分を信じるというところにつながります。

「芦田愛菜さんへのインタビュー」からです。信じるとはどういうことですか。

ざっくり言うと、相手はこういう人ではないかと望んでいる自分がそこにはいる、それと少しずれると期待していたけれども裏切られたとか、少し違うのではないかと思ってしまうというこ

とです。それはその人の見えなかったところが見えただけで、それもその人なのだと思われられるという自分、信じるとはそういうことなのではないかと言われていたのが芦田愛菜さんです。

それから、これはよく知っていると思います。歌もありご存知かと思いますが、谷川俊太郎先生の「信じる」という詩です。

笑うときには大口あけて
おこるときには本気でおこる
自分にうそがつけない私
そんな私を私は信じる
信じることに理由はいらぬ

二番では「信じることでよみがえるいのち」、三番では「信じることは生きるみなもと」とあります。谷川俊太郎はこんな言葉を残しています。

それから、心理学者のアドラーは、「裏切られる可能性があっても相手を信じるのである。」と説いています。

何度も出てきますが、武田先生です。武田先生はこういうことを言っていました。「教育の仕事は信じることである。信じることは裏切られることも織り込み済みのことである。子どもたちを信じる、これ以外にやることがあるのだろうか。」

それから、下伊那の毛涯先生ですが、「裏切られてもなお信じて待て。教育は根比べである。」と、教師十戒の10個あるうちの一つですが、こんなことを書かれていました。

またこんなことも学校に紹介していきたいと思っています。

報告事項ですが、11月半ばに岐阜市の神岡小学校へ私と赤羽次長、水野課長、塩澤係長の4人で学校作業療法室の視察に行っていました。

私の視察の目的——主眼ですけれども、実際に学校作業療法士の実践を見て、この視察を通じ、駒ヶ根市の子どもたちの学びとつなげてどういうイメージが膨らんでいくか、そんな思いで行かせていただきました。

見させていただいたのは2つです。集団ワークと観察の場面でした。

集団ワークはグループエンカウンターでした。

協働的な学びや対話的な学びでは、人間関係の構築や学習集団学級集団、いわゆる集団づくりが大きなポイントです。開かれた学級や人間関係でなければ協働的な学びや対話は成り立ちません。

学校OTのエンカウンターを通して、子どもたちの安心感が向上している、子どもたちが伸び伸びと対話したり触れ合ったりしている、そんな様子がよく出ていました。これは3年生の授業を見学させてもらいました。

それから、この子たちにこういう活動を通してこうなってもらいたいという願い、この子たちなりの願いに沿った仕掛けがあり、これが学校OTの引き出しの多さというのだと感じました。

ただし、後でも出てきますが、これは学校OTが観察して子どもたちにはこういうことが必要じゃないかということではなくて、あくまでも先生がこの子たちにはこのようになってもらいたいという願いがあって、そこを学校OTがサポートするという内容でした。

それから、これは可能性なのですが、大人を巻き込めるなど、うちへ帰って同じことができる

のではないかと、家庭学習につながるというか、今日は学校でこんなことがあったよと言って一緒にやってみる、ワークの一つをやってみる、この学びの深化、それから発展が大いに期待できるのが学校OTを通した集団ワーク——エンカウンターだったなと思います。

それから、懇談の中でお話があったのですが、とにかく教員の負担感をゼロにしたいのだと、先生方に負担をかけないでこういうことをやりたいのだと、これを基にして先生方の困り事や相談、ワークや支援を考えていくのが学校OTである、そんな話でした。

それから、特別支援教育的な発想ということでありましたが、何々できない、これはできません、ではなくて、こうすればできるのですというふうに考えてくれている。裏返しです。何々できない、だけど、こうすればできるのですよという可能性をとっても追究している、これが学校OTの姿でした。

これは、その子を、その学級を、その学年を、その学校を現場でいろんな角度から見ている、これが大事だなと思いました。

それから、印象に残ったことですが、多様性を認めるということが今は本当に大事になってきています。しかし正解はたくさんある。あ、これもいいのだ、これもいいのだと、そういう正解がたくさんあって、実際に子どもたちは迷ってしまうことがあるということです。

昔のように、こうあるべきだなんていう、我々は——我々はと言ってはいけませんが、そういう教育を受けてきた、型にはめた、はまった教育じゃないですけれども、そういうところから、もう今は全く違いますが、子どもたちも、あ、あれもいいのだ、これもいいのだ、それもいいのだと、結構迷っている。ですから、やっぱりその子に合ったその子なりの目標を明確に決めていくことが大事なのですと、そんなことでした。

それから、家庭からの相談も非常に多いということでした。先生だけが対応するのではなくて、学校OTが個々に対応するケースもあるようで、これも先生方の負担感ゼロに近いのだなと思いました。

そして、校長先生はこういうことを言っておられました。「子どもが変われば大人が変わる。」私は大人が変われば子どもも変わると思います。卵が先か鶏が先かじゃないですけれども、これは両方に同じことが言えるかなと思っています。

じゃ、ターゲット——一番ピンは子どもですか大人ですか。そこなのですが、学校OTの導入も含めて、一番ピンを何にするか、どこに据えるかというところを駒ヶ根市独自で考えていかなきゃいけないという課題をいただいたところです。

とにかく、学校OTの作業療法には期待、可能性しかない、そんな思いでした。

以上です。

それでは次第に沿って進めていきますので、よろしく願いいたします。

3 事業報告及び事業計画

○齊藤教育長 それでは3番の事業報告及び事業計画、お願いいたします。

〔赤羽教育次長 事業報告及び事業計画資料により説明〕

○齊藤教育長 ありがとうございます。

それでは、事業計画等に御質問等ございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○齊藤教育長 ありがとうございました。

4 審議案件

議案第1号 駒ヶ根市一般会計補正予算について

○齊藤教育長 それでは4番の審議案件に移ります。

議案第1号 駒ヶ根市一般会計補正予算について、お願いします。

○水野子ども課長 それでは、まず子ども課の関係からになります。

まずナンバー3の寄附の関係になります。

帝国通信工業株式会社様から80万円の寄附をいただきまして、保育園で使用する備品の購入に充てさせていただくこととなります。具体的には、そこに書いてありますとおりワイヤレスアンテナ2台とお散歩カーになります。

それから、その下のふるさとづくり基金へ積立ては、結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業への活用ということで、市内企業より30万円の御寄附をいただきました。これは、今年度は使わずに、一回積み立てまして来年度以降使用するという予定であります。

それから、その下の東伊那保育園のプール改修ですけれども、老朽化が進んでおりまして、今年度は使うことができませんでした。それで、来年度のシーズンに向けて修繕工事を行うということで810万円の予算を計上しております。これは年度をまたいで来年度にかけて実施する事業の予定であります。

それから、その下の12番、子宮頸がん予防接種委託料の追加ということで、子宮頸がんのワクチンのキャッチアップ接種が令和7年度まで延長になりまして、その関係で接種者が増加しておりまして、委託料が足りなくなっているということで補正するものであります。111万8,500円の補正をするものであります。

それから、その下の下林教職員住宅の解体ですけれども、小町屋南部の下林教職員住宅ですけれども、天井が抜けたりして老朽化が著しいものですから、こちらのほうを早急に解体したいと思っております。そのための委託料が300万円で、工事請負費が1,050万円になります。こちらでも年度をまたいでの事業実施となる予定であります。

それから、その下の私立幼稚園運営費追加というところで、こちらは、施設型給付費等につきまして、公定価格の改定に伴いまして足りない分を補正するものであります。補正額が451万7,000円で、国、県から特定財源が入るものであります。

それから、次のページ——6ページの23番、学校給食の物価高騰対策事業費の追加ですけれども、学校給食で利用する食材等の価格高騰を受けまして値上がり分の賄い材料費を予算計上するものであります。小中学校の分は補正額が350万3,000円、米の高騰分が114万7,000円で、合わせまして465万円の補正となります。

それから、最後——24番ですけれども、赤穂学校給食センタープレハブ冷蔵庫の修繕ということで、運ばれてきた食材を保存しておく冷蔵庫の冷蔵ユニットが夏頃から調子悪く、ユニットの更新を行うものであります。補正額が181万1,000円となっております。

子ども課のほうは以上です。

○齊藤教育長 それでは、全部通しての質問にしたいと思いますので、説明を先にお願います。

○北澤生涯学習係長 社会教育課分です。

6 ページ上段の 22 番になりますけれども、十二天の森整備事業の拡充ということで、県学びと育ちの森づくり推進事業補助金に手を挙げましたところ 160 万円の交付決定を受けました。これが 10 分の 9 の補助になっておりまして、177 万 8,000 円の増額補正という形になります。

当初、委託料はトイレ等の清掃委託を除き 170 万円で予算化してありまして、丸太橋ですとかあずまや周辺の樹木伐採等を考えていたのですけれども、これに加えて、樹木伐採の追加と、あとは昨年度伐採したナラ枯れの樹木の枝葉が残っておりますので、それをチップ化して遊歩道に散布することを考えております。

以上です。

○赤羽教育次長 7 ページの一番下の欄になります。

債務負担行為ですが、令和 7 年度・8 年度にまたいでやる事業につきまして、あらかじめ予算を確保しておいて事業を行うということで、当初は馬住ヶ原運動場の人工芝設置事業を令和 8 年度の単年度でやる予定でございましたが、実施設計等を見直す中で冬場には施工できないということがありましたので、できるだけ早く事業を開始して令和 9 年度のプレ大会に間に合うようにホッケー場を整備していきたいということになりまして、今回、債務負担行為として 5 億 9,100 万円を補正予算として計上いたしたいものであります。

なお、これまで説明をしていた人工芝設置工事ですけれども、少し値段が上がりまして、やはり物価高騰、あるいは非常に人件費等も上がっていることから、実施設計などをもう一度見直す中での補正でございます。

ただ、この中に詳細はありませんけれども、有利な起債——借金の仕方の有利な起債が 1 つ県のほうで認められましたので、事業費は膨らんだけれども、実際には市のほうで歳出します一般財源は減びることになります。また次回のところで細かく説明させていただきたいと思いますが、その部分を債務負担行為として補正をお願いするところになります。

以上です。

○齊藤教育長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのところまでで御質問等ございましたらお願いいたします。——よろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、補正予算については、このようによろしく申し上げます。

議案第 2 号 こども誰でも通園制度の実施に向けた「駒ヶ根市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の制定について

○齊藤教育長 それでは議案第 2 号に行きます。こども誰でも通園制度の実施に向けた「駒ヶ根市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の制定について、説明をお願いします。

○杉山幼児教育係長 それではよろしく申し上げます。

資料が 8 ページ、9 ページ、それから条例が 10 ページ以降になっております。

12 月議会で上程する条例ということで、10 ページから 17 ページまであります「駒ヶ根市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を上程いたします。

これは何かということですが、お手元にパンフレットを用意させていただきました。

こども誰でも通園制度、こちらの乳児等通園支援事業というのはこども誰でも通園制度のことです。

こちらの制度が令和8年4月1日——来年4月1日から全国一斉に本格実施されるということです。

駒ヶ根市ではまだ施行していませんが、上伊那では箕輪町さんが先行してこども誰でも通園制度を始めているところでございます。

こちらの通園制度につきましては、パンフレットの最初にありますとおり、「こども誰でも通園制度とは？」ということで、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。」ということです。

これだけ読んでいても私にはさっぱり分からなかったのですが、いわゆる一時預かりを想像していただくと分かりやすいかと思います。保育園に通っていない子を一時的に何らかの施設に預けて、そこで過ごすといったことです。

一時預かりとの違いは、パンフレットをめくっていただいて、一番下の「一時預かりとの違い」というところを見ていただきますと、

一時預かり事業が、「保護者の立場からの必要性」に対応するものであるのに対して、こども誰でも通園制度は、保護者のために「預かる」ものではなく、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援することが主な目的です。

ということであります。

一時預かりは、例えばお母さんが買物に行く、出かける、美容院に行く、そういった親の都合によって預けるのに対して、こども誰でも通園制度は子どもの成長の観点の主眼になっておりますので、こちらの違いがあるということです。

ただ、利用者にとってみればそこまで大きな違いはないといったことで、この制度の説明をしっかりしていきたいと思っております。

それに際しまして、今回は条例を上程するものになります。

趣旨ですが、9ページをお開きいただきたいと思います。

9ページ、資料2としまして条例の制定についてということで、先ほど申し上げたとおり、制度につきましては1に内容を記載させていただきました。

条例の必要性ということで2番です。

「本事業の実施にあたり、」ということで、今回、児童福祉法が改正されまして、事業の設備及び運営に関する基準を市町村が条例で定めなければならないとされております。

今回、こども誰でも通園制度を始めるに当たって、どういった職員配置で、例えばどういった設備で、どういった運営基準でというのは市町村がそれぞれ定めなさいということが国の法律で定められたということで、全国一律に条例で定めることになっておりますので、ある意味、義務ということで御承知おきいただければと思います。

3番で条例の概要について触れております。

「本条例は、」ということで、こちら内閣府で既に定めている基準になります。「乳児等通園

支援制度の設備及び運営に関する基準」が既にありますので、駒ヶ根市でもこれに準拠して定めるといった内容でございます。

こちらの設備及び運営に関する基準は本当に基本的な事項を定めたものでありますので、4番「条例制定後のスケジュール（予定）」ということで、市議会で可決後、早速、今度は、私立の保育園のようなところでこの事業をやってみたいという希望があれば、そちらの施設を認可しなければいけないということでもありますので、こちらの認可に関する規則を定めるところです。

それから、公立でやるにしても私立でやるにしても、例えば利用日数や利用時間、利用料金等を定める必要がありますので、こちらは条例ではなく要綱で定めます。こちらの事業実施に関する要綱を可及的速やかに定めまして、4月開始ですので、3月には利用希望者への周知、それから利用登録を開始していくとことでもあります。

それに際しまして、11月27日に予定されております議会全員協議会のほうへ、ページを戻っていただきまして、8ページのこども誰でも通園制度の駒ヶ根市の方針につきまして御説明させていただきたいと考えております。

事業内容につきましては先ほど申し上げたとおりであります。

具体的な実施方法であります。

実施主体は、本制度は公立施設及び市町村が認可した民間施設の両方で実施することが可能です。

実施場所につきましては、公立施設では経塚保育園に隣接する子育て支援センターでの実施を予定しております。

子育て支援センターでは既に一時預かり事業を実施しておりまして、一体的に運営することで新たな制度のために保育所の体制に大きな変更を加える必要がなく、また現在ある施設の職員を有効活用して子どもたちの受入れを進めることができると考えております。

利用者にとってもこども誰でも通園制度と一時預かりを柔軟に組み合わせることで家庭の状況に応じた多様な預け先の選択肢が確保されることが利点となっております。

利用対象者は国が定めております0歳6か月から満3歳未満の未就園児であります。

それから、開設日、利用時間につきましては、開設日は月曜日から土曜日とし、日曜、祝日は閉館します。利用時間は8時半から5時で、こちらは現行の一時預かりと同じ開設日、利用時間となっております。

次の子ども1人当たりの利用上限——利用可能枠ですけれども、こちらは国が定めております月10時間を上限とします。一時預かりの場合は駒ヶ根市では月13日と定めておりますので、ここに違いがございます。

それから、利用料金は1時間当たり300円ということで、国が推奨している料金ですので、そのとおりに算定するよう設定させていただきます。

一時預かりにつきましては現行400円ということになっておりますが、こども誰でも通園制度を始めるに当たりまして、令和8年4月から400円を300円に改定したいと考えております。

それから、6番として予約・受付方法です。

こども誰でも通園制度は、子どもは誰でも全国のどこの家庭でもどのお子さんでも利用できるというメリットがございます。こちらにつきましては、国が構築したこども誰でも通園制度総合支援システムがございます。こちらを利用しまして事前予約、利用受付をしていくことを国が推

奨しておりますので、こちらの活用という形を考えております。

そのほかということで、親子通園を原則可としているのですが、基本的には子どもさんが一人で通って、いわゆる家から離れたところで成長を促していくということが狙いでございますので、原則は可としますが、国が示すように、親子通園が長期間続く状態になってしまいますと当初の目的が達成できないという懸念がございますので、その点につきましてははっきり御説明しながら進めていきたいと考えております。

いずれにしても、来年4月1日に向けまして、条例の制定、それから規則、それから要綱を定めまして、十分な進捗等を持って進めていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

説明は以上です。

○齊藤教育長 ありがとうございます。

それでは、こども誰でも通園制度に関わる件で御質問等がございましたら、いかがでしょうか。

○木下委員 1ついいですか。

○齊藤教育長 お願いします。

○木下委員 利用登録開始とありますけれども、これは通年いつでも登録できるわけですね。

○杉山幼児教育係長 おっしゃるとおりです。

○木下委員 そういふことですね。家庭の都合で、子どもが生まれたからとか、急に見られなくなっちゃったからお願いしたいとか……

○杉山幼児教育係長 一応登録していただいて、事前登録させていただくということが条件になってきますが、それを経て、いつでも保育できるという形になります。

○木下委員 基本、窓口はこちらへ来てということですか。

○杉山幼児教育係長 窓口も一元化しようと思っております。現行の一時預かりは子育て支援センターでやっていただいておりますので、そこに一元化しようと思っております。

○木下委員 ありがとうございます。

○齊藤教育長 そのほか、いかがでしょうか。——お願いします。

○山田委員 現行の一時預かりも同じようにやっていく、併用していくということですね。

○杉山幼児教育係長 はい。

○山田委員 じゃ、今まで月13日だったものにプラスして月10時間を預けられる……

○杉山幼児教育係長 実際には、多分そういった使い方が多く見られるかと思えます。

ただ、一時預かりはただ単純に子どもさんを預かるということですが、こども誰でも通園制度は、事前面談と、あとは子どもの成長記録をつけるということが義務づけされておまして、子どもの今日一日の様子などを保護者の方に伝えるということがありますので、その点を保護者の方に理解していただいて利用していただくということになります。

○山田委員 さくっと聞いたときに、現場で、このお子さんは一時預かり、このお子さんは通園制度、ここがすごく大変になってくるのではないかと、仕組みとして……

○杉山幼児教育係長 実は、職員体制も現行のままというわけにはいかないもので、専門のこども誰でも通園制度専任の保育士をつけようと思っております。その部署が窓口になってうまくすみ分けをしていただくということですが、やってみないと分からないところがあります。

○山田委員 現場のサポートをぜひよろしくをお願いします。

私が聞いていても、じゃ、親として何が違ってどっちを選ぶかというのが見えづらいところがあって、リーフレットを見てもなかなか……。

じゃ、選ぶ中で、こども誰でも支援制度がいいというのが何か伝わりづらいがあるので、周知の方法も工夫しないと、ただ単に預かってくれるところが増えてうれしいというものでもないのかなと思います。

○杉山幼児教育係長 試行的な段階でありますけれども、実際には、一時預かりのほうがハードルは低いので預けやすいということがありますので、やはり利用が進まないという現状が全国的にあります。

その辺の周知は、またほかの市町村の様子も見ながら研究したいと思います。

○山田委員 お願いします。

○齊藤教育長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。——お願いします。

○唐澤教育長職務代理者 私は、逆に、未就園児で保育園の雰囲気を知りたい人とかが結構来ると思うのです。

ただ、駒ヶ根市の場合はいろいろと需要の違いはあると思うのですが、うちの子もそうだけでも、都会だと選択肢もあるらしく、リフレッシュ利用、相談、慣らしなど目的や金額による需要の違いもあるのだと思います。

ですから、始まってみなければ分からないということですが……。

○齊藤教育長 何とも言えないのですが……。

○山田委員 これは、将来的にはこども誰でも通園制度に一本化していくという流れではないのですか。

○杉山幼児教育係長 ではないです。

○山田委員 そうですか。

○杉山幼児教育係長 親の都合で預けるのは一時預かり、子どもの成長をサポートしていくというのがこども誰でも通園制度で、あくまでも子どもの権利やこども基本法に基づく制度ですので、子ども誰もが受けられる権利を持っているということで始まりましたので、そのすみ分けは確実になっています。

○山田委員 承知しました。

○齊藤教育長 そのほか、いかがですか。

新しい事業ですので、スタートを切りますけれども、課題がどんどん出てくると思いますが、その都度その都度、また対応していくということで考えていますので、よろしくをお願いします。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○齊藤教育長 ありがとうございました。

5 協議事項

なし

6 報告事項

(1) 駒ヶ根市公立学校教職員組合の要望書について

○齊藤教育長 それでは、審議案件を終了しまして、今日は5番の協議事項はありませんので、6番の報告事項に入ります。

駒ヶ根市公立学校教職員組合からの要望書について、よろしくお願ひします。

[塩澤学校教育係長 駒ヶ根市公立学校教職員組合からの要望書資料により説明]

○齊藤教育長 それでは、また事務局のほうで確認すべきは確認して回答を作成させていただきます。よろしくお願ひします。

(2) 行事共催等承認申請の専決処分について

○齊藤教育長 それでは2番に行きます。

行事共催等承認申請の専決処分について、倉田係長、お願ひします。

○倉田教育総務係長 18ページをお願ひします

前回の定例教育委員会から今回までの間に申請のあったものが6件ありまして、全て後援申請です。そのうち新規が2件、上から3番目の「ものづくりワークショップ」、あと下から2番目の「令和7年度上伊那圏域発達障がい診療地域連絡会(研修)」、こちらが新規になっておりまして、全部承認になっています。

以上です。

○齊藤教育長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について御質問等ありましたらお願ひします。——よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○齊藤教育長 それでは、このようにお願ひいたします。

それでは、6番の報告事項は以上になります。

7 その他

なし

○齊藤教育長 7番のその他に進みます。

何か連絡等をお持ちの方がいらっしゃいましたらお願ひします。

教育委員さんで全体をお通して何かお聞きしたいこと等がありましたらここを出していただければと思いますが、よろしいですか。——よろしいですか。

事務局もよろしいですか。

8 閉会

○齊藤教育長 それでは、以上をもちまして第15回教育委員会定例会を閉じます。

御苦労さまでございました。

〔「ありがとうございました」と呼ぶ者あり〕

午後3時06分 閉会

駒ヶ根市教育委員会会議規則第25条の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

駒ヶ根市教育委員会

教 育 長 _____

教育長職務代理者 _____

委 員 _____

委 員 _____

委 員 _____